

令和5年度

# 総 会

日 時

令和5年4月2日(日) 午前9時30分より

会 場

富山県総合体育センター 1F会議室  
(〒939-8252 富山市秋ヶ島183番地)

富山県障がい者スポーツ指導者協議会

# 総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶 会 長 箕 島 英 二
- 3 来賓祝辞 富山県障害者スポーツ協会  
事務局 長 恒 川 修 様
- 4 議長選出
- 5 議 事
  - (1) 令和4年度 事業報告について
  - (2) 令和4年度 収支決算報告について
  - (3) 監査報告
  - (4) 令和5年度 事業計画（案）について
  - (5) 令和5年度 収支予算（案）について
  - (6) その他
- 6 報告事項 令和5年度役員について
- 7 閉会の挨拶 副 会 長
- 8 閉 会

## 議案(1)

## 富山県障がい者スポーツ指導者協議会

## 令和4年度 事業報告

期 日	事 業 名	会 場(開催地)	
4月3日(日)	書面決議、印刷・発送	富山市障害者福祉プラザ	開催
4月3日(日)	第1回役員会	富山市障害者福祉プラザ	開催
5月21日(土)	第2回役員会	富山市障害者福祉プラザ	開催
6月5日(土)	スポーツ指導員実技研修会(ボッチャ研修)	富山市障害者福祉プラザ	開催
6月11日(土)	にいかわニュースポーツ体験会支援	富山県立にいかわ総合支援学校	開催
6月11日(土)	北信越ブロック総会	福井市商工会議所	開催
7月10日(日)	第3回役員会	富山市障害者福祉プラザ	開催
7月24日(日)	富山市体育協会(ボッチャ講習会)	富山市体育文化センター	開催
7月24日(日)	花の木児童クラブ(ボッチャ体験会)	花の木体育館	開催
8月21日(日)	高岡市手をつなぐ育成会支援		中止
9月19日 (月・祝)	第4回役員会	富山市障害者福祉プラザ	開催
10月10日 (月・祝)	STT交流会	富山県視覚障害者福祉センター	開催
10月15日(土)	スポーツ指導員実技研修会(車椅子研修)	富山市障害者福祉プラザ	開催
10月16日(日)	富山市体育協会(ボッチャ講習会)	富山市体育文化センター	開催
11月6日(日)	富山マラソン協力		開催
11月13日(日)	第5回役員会	オンライン	開催
12月上旬	チャレンジ大会inセーナー苑	セーナー苑	中止
12月10日(土) 11日(日)	令和4年度全国研修会	福井県県民ホール	開催
1月28日(土)	第6回役員会	富山市障害者福祉プラザ	開催
2月中旬	高岡市手をつなぐ育成会支援	未定	中止
3月5日(日)	射水市手をつなぐ育成会支援	救急薬品市民交流プラザ ふれあいホール	開催
3月5日(日)	みんなでボッチャ	富山県総合体育センター	開催
3月4日(土)	総会の案内 印刷・発送	富山市障害者福祉プラザ	開催
3月18日(土)	上市町バラスポーツ地域交流会	丸山総合運動公園小アリーナ	開催
3月25日(土)	スポーツ指導員実技研修会(ボッチャ研修)	富山市障害者福祉プラザ	開催
3月26日(日)	常願寺川マラソン	常願寺川公園	開催
(※備考) 令和4年度富山県主催障害者スポーツ大会等一覧			
4月17日(日)	第20回富山県障害者スポーツ大会共催 (水泳競技会)	富山市東富山温水プール	開催
5月22日(日)	第20回富山県障害者スポーツ大会共催 (陸上競技会)	富山県総合運動公園陸上競技場	開催
9月18日(日)	第20回富山県障害者スポーツ大会共催 (フライングディスク競技)	富山県総合運動公園陸上競技場	開催
10月29～31日	第22回全国障害者スポーツ大会 「いちご一会とちぎ大会」	栃木県	開催
11月13日(日)	第20回富山県障害者スポーツ大会共催 (卓球競技会)	富山県総合体育センター	開催

# 富山県障がい者スポーツ指導者協議会

## 令和4年度会計決算報告書

### 《収入の部》

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	摘要 (決算内訳)
会費	129,000	117,300	11,700	会員の年会費1,000円×118名 (不足700円は前年度払済)
ブロック補助金	174,000	176,550	△ 2,550	北信越ブロックから日障協登録者数 550円×321名
活動助成金	100,000	200,000	△ 100,000	北信越ブロックより イベント・教室等助成費 (100,000円) 地域特別研修費(100,000円)
繰越金	688,938	688,938	0	前年度より
雑収入	20,000	127,100	△ 107,100	京都産業大学 奥田睦子様よりご寄付 にいかわ支援学校、(財)富山市体育協会より講師料、上市社協より講師料、利子
合計	1,111,938	1,309,888	△ 197,950	

### 《支出の部》

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	摘要 (決算内訳)	
会議費	総会費	90,000	74,924	15,076	非接触式温度計、消毒用アルコール、ラベルシール、郵送料、会場利用料、飲料水代、講演会謝礼
	役員会費	50,000	67,900	△ 17,900	役員会開催費 (7回) (資料作成印刷、交通費等)
派遣費	60,000	49,940	10,060	全国研修会への参加補助6名分 (福井県)	
事業費	200,000	69,748	130,252	情報部 (ドメイン使用料、レンタルサーバ使用料、えがおだより印刷) 指導部 (スポーツ支援参加者交通費、資料印刷代等) 研修部 (講師謝礼、全国研修会報告書代)	
事務・通信費	50,000	105,176	△ 55,176	プリンターインク 封筒代、用紙代、事務消耗品	
振興費	50,000	0	50,000		
活動助成金返金	0	103,225	△ 103,225	北信越ブロックへ返金 イベント・教室等助成費 (65,000円) 地域特別研修費 (37,455円) 振り込み手数料770円	
予備費	611,938	0	611,938		
合計	1,111,938	470,913	641,025		

収入の部	1,309,888
支出の部	470,913
次年度繰り越し	838,975


# 監査報告書

富山県障がい者スポーツ指導者協議会における、令和4年度会計収支決算書およびその他の帳簿について監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和5年4月1日

監査 坂井尚義 

令和5年4月1日

監査 生駒さち子 

議案（４）

富山県障がい者スポーツ指導者協議会

令和5年度 事業計画(案)		
期 日	事 業 名	会場(開催地)
4月2日(日)	定期総会	富山県総合体育センター
〃	第1回役員会	富山市障害者福祉プラザ
5月20日(土)	第2回役員会	富山市障害者福祉プラザ
6月 未定	実技研修会第1回	富山市障害者福祉プラザ
6月 未定	にいかわ支援	富山県立にいかわ総合支援学校
6月25日(日)	富山県手をつなぐ育成会支援	氷見市
6月 未定	北信越ブロック総会	福井市商工会議所
7月9日(日)	第3回役員会	富山市障害者福祉プラザ
7月23日(日)	富山市体育協会(ボッチャ講習会)	富山市体育文化センター
8月未定	高岡市手をつなぐ育成会支援	未定
9月10日(日)	富山市体育協会(ニュースポーツ体験会)	富山市体育文化センター
9月17日(日)	実技研修第2回	未定
9月17日(日)	第4回役員会	富山市障害者福祉プラザ
10月15日(日)	富山市体育協会(ボッチャ交流会)	富山市体育文化センター
11月12日(日)	第5回役員会	富山市障害者福祉プラザ
12月上旬	障がい者スポーツ指導員初級養成講習会	未定
1月下旬	第6回役員会	富山市障害者福祉プラザ
2月ごろ	実技研修第3回	未定
2月初旬	北信越ブロック研修会	福井県
2月未定	高岡市手をつなぐ育成会支援	未定
2月下旬	第7回役員会	未定
3月上旬	射水市手をつなぐ育成会支援	未定

※①通年事業として 富山県障害者スポーツ協会への競技会運営協力とスポーツ教室・クラブへの支援  
 ※②11月5日(日) 富山マラソン協力 高岡市～富山市

- ・4月16日(日) 水泳競技会 富山市東富山温水プール
- ・5月21日(日) 陸上競技会 富山県総合運動公園 陸上競技場
- ・9月24日(日) フライングディスク競技会 富山県総合運動公園 室内グラウンド・ファミリー広場
- ・11月12日(日) 卓球競技会 富山県総合体育センター

## 富山県障がい者スポーツ指導者協議会

### 令和5年度会予算(案)

令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### 《収入の部》

(単位：円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	摘 要 (収入予定)
会 費	127,000	129,000	△ 2,000	会員の年会費 1,000円×127名 (前年実績初級受講者9名)
ブロック補助金	181,500	174,000	7,500	北信越ブロックから日障協登録者 550円×330名(予定)
活動助成金	100,000	100,000	0	北信越ブロックからイベント・教室等助成金
繰越金	838,975	688,938	150,037	前年度より
雑収入	80,000	20,000	60,000	寄付、スポーツ支援等謝礼等
合 計	1,327,475	1,111,938	215,537	

#### 《支出の部》

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	摘 要 (支出予定)	
会議費	総会費	90,000	90,000	0	総会開催費(資料作成、郵送料、会場利用 料、飲料水代等)
	役員会費	50,000	50,000	0	役員会開催費
派遣費	60,000	60,000	0	県内外研修会・会議等	
事業費	300,000	200,000	100,000	指導部(チャレンジ大会、各スポーツ支援等) 研修部(研修会講師料等) 情報部(会報「えがおだより」作成、レンタル サーバー代等)	
事務・通信費	100,000	50,000	50,000	封筒代、用紙代、事務消耗品	
振興費	50,000	50,000	0	各種競技団体の大会参加支援他	
予備費	677,475	611,938	65,537		
合 計	1,327,475	1,111,938	215,537		

令和5年度富山県障がい者スポーツ指導者協議会役員名簿

役員	氏名	主な業務内容	市町村
会長	箕島 英二	協議会統括	富山市
副会長	大井 しのぶ	会長補佐	中新川郡
副会長	長森 清	会長補佐	富山市
指導部会長	岩田 寛	障がい者スポーツの普及・出前教室開催	高岡市
情報部会長	安井 浩美	HP運営、知識・技能等の情報収集と提供	南砺市
研修部会長	日南田 一昌	知識・技能習得の場提供	富山市
指導部 副部会長	宮本 敏保	部会の運営	富山市
指導部 副部会長	金坂 佐知子	部会の運営	魚津市
指導部 副部会長	佐々木 亜紀	部会の運営	中新川郡
指導部 副部会長	山本 美佳	部会の運営	富山市
情報部 副部会長	三鍋 源太	部会の運営	富山市
情報部 副部会長	大井 しのぶ	部会の運営	中新川郡
情報部 副部会長	野澤 拓哉	部会の運営	富山市
研修部 副部会長	津田 勝	部会の運営	富山市
研修部 副部会長	屋敷 健寿	部会の運営	氷見市
研修部 副部会長	久金 大祐	部会の運営	富山市
事務局長	長森 清	役員会、部会等の手配運営準備	富山市
事務局 次長	石井 洋子	協議会議事録作成他	射水市
事務局 会計	後藤 ひろ子	協議会の収支管理・協議会議事録作成他	魚津市
事務局	風間 真樹	協議会の収支管理・協議会議事録作成他	魚津市
事務局	名児耶 ひろみ	協議会の収支管理・協議会議事録作成他	高岡市
監査	平井 隆	事業・会計の監査	射水市
監査	生駒 さち子	事業・会計の監査	富山市

※事務局所在地会長宅に置く

〒931-8314 富山県富山市粟島町3-7-24 PCメール :zuc06175@gmail.com

顧問	蔵 浩知	前々会長 相談、助言	
顧問	小島 之弘	前会長 相談、助言	
顧問	恒川 修	障害者スポーツ協会事務局長 相談、助言	



# 富山県障がい者スポーツ指導者協議会 会則

## 第1章 総 称

(名称及び事務局)

第1条 この会は、富山県障がい者スポーツ指導者協議会（以下、「協議会」という。）と称し、協議会の事務局は会長宅に置く。

(目 的)

第2条 協議会は、障がい者スポーツ指導者（以下、「指導者」という。）指導者の資質の向上と親睦を図るとともに、活動を促進し、障がい者スポーツの普及・発展に寄与・推進する事を目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前項の目的を達成する為に、次の事項を行う。

- (1) スポーツ教室及び各種大会等の支援・協力
- (2) 障がい者スポーツに関する調査・研究活動
- (3) 障がい者スポーツ指導員の資質向上の為に各種講習会・研修会等の開催
- (4) その他、協議会の目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員・役員

(会 員)

第4条 本会の会員は原則として公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）の公認障がい者スポーツ指導員の資格を有する者とし、協議会の定める年会費を納めた者とする。

2 但、本会の趣旨に賛同する個人が協議会の定める年会費を納めた者は、賛助会員とする。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 会長        | 1名   |
| (2) 副会長       | 3名程度 |
| (3) 専門部会 部会長  | 3名程度 |
| (4) 専門部会 副部会長 | 9名程度 |
| (5) 事務局長      | 1名   |
| (6) 事務局次長     | 2名程度 |
| (7) 事務局会計     | 1名   |
| (8) 監査        | 2名   |

(役員を選任)

第6条 会長・副会長・事務局長は役員会で推挙し、総会で承認を得る。

2 専門部会 部会長・専門部会 副部会長・事務局次長・事務局会計及び監査は、会長が選任し、総会で報告する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

また、日障協・北信越ブロック指導者協議会（以下、「北信越ブロック」という。）の役員となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、代行し職務を総括する。
- 3 専門部会は、協議会の目的遂行の為、第12条の部会を置き事業の遂行・達成にあたり必要な事業を検討、立案し中心となって実行する。
- 4 事務局は、会長の指示により会議の招集の連絡・資料の作成、運営及び進行にあたり、事務局次長は、事務局長を補佐する。また、役員会の議事録を作成する。
- 5 事務局会計は、協議会の会務業務を担当する。
- 6 監査は、協議会の会計に関して監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の諮問に応じ助言・意見を述べる事が出来る。
- 3 顧問は、会長が選任し総会で報告する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、それを補充し、期間は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、日程を役員会で決定し、年1回会長が招集し、会員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

- 2 会長が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上から会議の目的を明示した請求があった場合は、会長は、役員会で審議、判断の上、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、次にあげる事項について審議し決定する。
  - (1) 事業計画に関する事
  - (2) 予算案及び決算に関する事
  - (3) この会則の制定及び廃止に関する事
  - (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 4 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。（但、会長・副会長。事務局長に決議権はないものとする）
- 5 議長は、総会の出席の案内があった者の中から事前に選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、この会則で定める目的・協議会の事業・予算・運営に関する重要事項を検討・審議する。
- 3 特別収支についても、協議、決定して総会で報告する。

(専門部会)

第12条 専門部会には、次の部会を置く事とし事業を遂行する。

- (1) 指導部会

各施設等に赴き出前教室としてスポーツ教室を開催し障がい者スポーツの普及、振興にあたる。

(2) 情報部会

会員に対して新たな資質、知識、技能を研鑽する為に必要な情報を収集、提供にあたり、広報活動をする。

(3) 研修部会

会員に対して新たな資質、知識、技能を習得する場を提供する。

2 各部会は、常に相互に連携を図り事業の遂行のあたるものとする。

3 必要に応じて特別部会を設ける事が出来る。

## 第4章 会 計

### (会 計)

第13条 協議会の会計は、次の収入をもって充てる。

(1) 日障協からの交付金

(2) 北信越ブロックからの補助金

(3) 当会が定める年会費（第14条による）

(4) その他、補助金、助成金、寄付金

### (会 費)

第14条 会員は、年会費として1,000円を納めるものとする。

2 会員への復権については、会費を納めた時点からとする。

### (会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 補 則

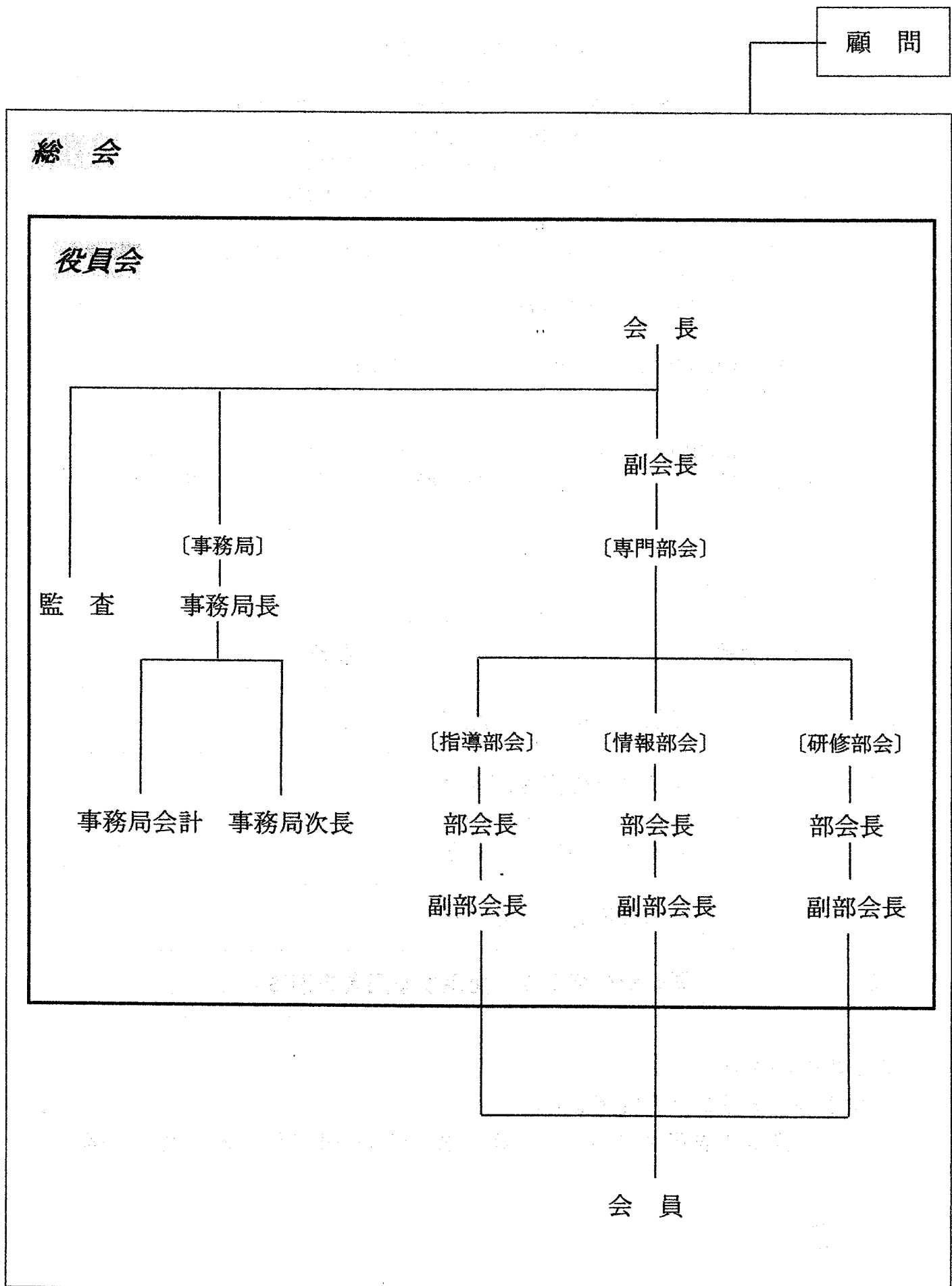
第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項は、会長が役員会に提案し決議を受け定める。必要であれば総会で諮り決定する。

※罰則 慶弔費はなし

### 附則

- 1 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 会則一部改正 平成13年4月22日から適用
- 3 会則一部改正 平成15年5月11日から適用
- 4 会則一部改正 平成18年5月 6日から適用
- 5 会則一部改正 平成20年5月10日から適用
- 6 会則一部改正 平成24年5月 5日から適用
- 7 会則一部改正 平成26年5月 3日から適用
- 8 会則一部改正 平成27年3月28日から適用
- 9 会則一部改正 平成28年5月 7日から適用
- 10 会則一部改正 平成29年9月18日から適用

富山県障がい者スポーツ指導者協議会 組織図



## 【活動中の感染防止対策について】

- (1) チェックリスト（下段）を活用し、実施前に健康観察を行ってください。
- (2) 感染防止対策を講じたうえで比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）の場合は次の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応してください。
  - ①「三つの密（密閉・密集・密接）」を回避する。  
（人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を目安に）
  - ②大きな声での会話や応援および、近接した距離での会話等は避ける。
  - ③競技中を除き、原則マスクを着用する。
  - ④必要に応じて、適切な感染防止対策を講じる。入場者の制限や誘導、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気。
- (3) 参加者を含む関係者（引率者や指導者等）が感染防止のための取り組みを共通理解して実施してください。
- (4) 万が一、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、事務局へ連絡してください。

※自粛期間に運動不足となっている参加者もいると考えられるため、十分な準備運動を行い、過度な負担のかからないように、実施内容、実施時間など十分に配慮して実施してください。

### チェックリスト

	チェック欄	チェック項目
1		発熱がない 体温（ °C）
2		咳やのどの痛みがない
3		マスクを持参している
4		手指の消毒をしている
5		開始前や終了後に使用する用具を消毒している

### ※その他の注意

- ・タオル、ドリンクの共用はしない。
- ・ごみ（鼻水や唾液がついたごみ等）は、ビニール袋に入れて捨てる等。

# MEMO

[Faint, illegible text covering the majority of the page, likely bleed-through from the reverse side of the document.]